

1人でも乳幼児を保育する 認可外保育施設は届出が必要です！



1人でも乳幼児を保育する認可外保育施設を設置した場合は、設置した日から1か月以内に県知事等への届出が義務付けられています。認可を受けていない居宅訪問型保育事業者も届出の対象となります。

Q & A

認可外保育施設とは？

・認可外保育施設とは、児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設で、託児所やベビーホテル、居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター事業）も含まれます。

認可外保育施設を設置した場合は、県知事等への届出が必要であり、届出を怠ったり、虚偽の届出をしたときは、過料が課せられる場合があります。届出がまだの設置者は速やかに届け出てください。

■ 届出対象の施設や事業・届出除外施設

施設や事業の種別	届出対象の施設や事業	届出除外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設や事業	乳幼児が1人以上の施設や事業	—
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設 ●夜8時以降の保育を行っている ●宿泊を伴う保育を行っている ●利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上である	乳幼児が1人以上の施設	—
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を1人以上預かる施設	従業員の乳幼児のみを預かる施設
店舗などにおいて顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例) デパート、自動車教習所など	顧客の乳幼児以外に乳幼児を1人以上預かる施設	顧客の乳幼児のみを預かる施設
臨時に設置された施設 (例) イベントなどでの一時預かり施設	半年を超えて設置される施設	半年を限度に設置される施設
親族間（設置者の四親等内の親族を対象）の預かり合い等	親族等の乳幼児以外に乳幼児を1人以上預かる場合	親族等の乳幼児のみを預かる施設

※乳幼児の数については、一時預かり児童を含めます。

※約款やパンフレットなどで確認できない場合や、実態として届出が必要な施設に該当している場合も届出対象となります。

※認可を受けていない居宅訪問型保育事業者も届出の対象となります。

※認可外の訪問型保育事業や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は、研修の受講状況も届出事項となります。

乳幼児が5人以下なので届出は必要ないですか？

平成28年4月1日から、預かる乳幼児数が1人以上の施設は、届出が必要です。

届出をしたいのですが、県庁まで行く必要ありますか？

届出様式は、県のホームページからダウンロードできるほか、各市町村の保育担当課にも準備してあります。また、記入した届出は各市町村の保育担当課まで提出していただければ大丈夫です。

お問い合わせは

沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課 電話 098-866-2457 各市町村保育担当課 まで